

鳥取縣公報

第二百四十三號

昭和六年八月十八日

火曜日

告示

◆鳥取縣告示第三百七號

畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ左ノ期日及場所ニ於テ乳用牛及其ノ候補牛雜種種牡牛及其ノ候補牛並外國種牛ノ検査ヲ施行ス依テ右畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ所轄警察官署ノ指定シタル日時及場所ニ其ノ畜牛ヲ牽付検査ヲ受クヘシ

前項ノ検査ヲ受クヘキ畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ所轄警察官署ノ指定シタル期日三日前ヨリ各自検査終了ニ至ル迄其ノ畜牛ヲ飼養地町村外ニ移轉スルコトヲ得ス但シ品評會共進會ニ出品ノ爲其ノ他止ムヲ得サル事由ニ因リ所轄警察官署ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限リニアラス

昭和六年八月十八日

鳥取縣知事

神

田

純

一

昭和一 月二十 一日	同 月二十 二日	同 月二十 四日	同 月二十 六日	同 月二十 七日	同 月二十 九日	同 月三十 一日	同 月三十 一日	同 月三十 一日
東伯郡三德村大 字片柴	同郡同村大字 門前	同郡舍人村大字 宮内	同郡淺津村大字 南谷	同郡長瀬村大字 長瀬	同郡日下村大字 海田	同郡上北條村大 字中江	同郡倉吉町大字 田谷	同郡倉吉町大字 田谷
自昭和六年十月二十一日 至同年同月二十二日	同 年 同 月 二十 二日	同 年 同 月 二十 三日	同 年 同 月 二十四 日	同 年 同 月 二十五 日	同 年 同 月 二十六 日	同 年 同 月 二十七 日	同 年 同 月 二十八 日	同 年 同 月 二十九 日
東伯郡三德村大 字片柴	同郡同村大字 門前	同郡舍人村大字 宮内	同郡淺津村大字 南谷	同郡長瀬村大字 長瀬	同郡日下村大字 海田	同郡上北條村大 字中江	同郡倉吉町大字 田谷	同郡倉吉町大字 田谷
倉吉警察署 管内 全部								倉吉警察署 管内 全部

昭和一 月二十 一日	同 月二十 二日	同 月二十 四日	同 月二十 六日	同 月二十 七日	同 月三十 一日	同 月三十 一日	同 月三十 一日	同 月三十 一日
東伯郡三德村大 字片柴	同郡同村大字 門前	同郡舍人村大字 宮内	同郡淺津村大字 南谷	同郡長瀬村大字 長瀬	同郡日下村大字 海田	同郡上北條村大 字中江	同郡倉吉町大字 田谷	同郡倉吉町大字 田谷
自昭和六年十月二十一日 至同年同月二十二日	同 年 同 月 二十 二日	同 年 同 月 二十 三日	同 年 同 月 二十四 日	同 年 同 月 二十五 日	同 年 同 月 二十六 日	同 年 同 月 二十七 日	同 年 同 月 二十八 日	同 年 同 月 二十九 日
東伯郡三德村大 字片柴	同郡同村大字 門前	同郡舍人村大字 宮内	同郡淺津村大字 南谷	同郡長瀬村大字 長瀬	同郡日下村大字 海田	同郡上北條村大 字中江	同郡倉吉町大字 田谷	同郡倉吉町大字 田谷
八橋警察署 管内 全部								倉吉警察署 管内 全部

鳥取縣告示第三百八號

00567

富山縣西礪波郡西野尻村安居四三一七番地墓地七畝四歩ヲ同郡同村安居字トノ九番ノ二番地ノ共同墓地へ移轉改葬スル事ト成リタルニ付右墓地ノ葬主又ハ縁故者ハ昭和六年九月二十日迄ニ西野尻村安居區長池田與三市郎へ申出ツヘク若石期限迄ニ何等申出ナキモノハ同區長ニ於テ適宜改葬ノ旨照會アリタリ

昭和六年八月十八日

鳥取縣知事 神 田 純 一

◆鳥取縣告示第三百九號

昭和五年七月三十日付受土第一、三二八號ヲ以テ免許セル左記公有水面埋立ハ公有水面埋立法第三十四條ニ依リ其ノ効力ヲ失フ

昭和六年八月十八日

鳥取縣知事 神 田 純 一

00568

- 一 埋立ノ場所 岩美郡網代村字先網代四百十番地先海面
- 一 面積 百十七坪六合一
- 一 目的 石油タンク置場
- 一 埋立免許月日 昭和五年七月三十日
- 一 埋立竣功期間 昭和五年十一月十五日
- 一 埋立免許人 岩美郡網代村網代村漁業組合